

## 令和 7 年度神奈川地域森林計画の変更の概要

令和 4 年 12 月に策定した神奈川地域森林計画（計画期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで）について、森林法第 5 条第 5 項に基づき、次のとおり変更を行う。

(1) 計画の対象とする森林の区域の変更

- ・ 地域森林計画対象民有林の区域を変更する。

新旧対照表 P 2、3、5、資源構成表 変更案 P 5、6、26、資源構成表

【地域森林計画対象民有林（変更前）79,096ha→（変更後）79,169ha】

〔※ 森林計画図を変更するのは、原則 5 年に 1 度の地域森林計画樹立年度のみであるが、今回は臨時の措置として変更を行う。〕

(2) その他

- ・ 「第Ⅱ部 基本的な計画事項 1 計画の対象とする森林の区域」の記載について、引用している法令の条項数の変更に伴う記載の修正を行う。

新旧対照表 P 4 変更案 P 25

- ・ 「第Ⅲ部 個別の計画事項 8（4）森林の保健・文化・教育的利用に関する事項」の「森林とのふれあい施設」について、廃止となった施設を削除する。

新旧対照表 P 6 変更案 P 69